平成２４年（フ）第１２５０号
大阪市旭区千林２丁目16番８―302号、開始決定時の住所大阪市旭区千林２丁目16番８―407号
破産者　山崎　一文
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７６０号
大阪市淀川区三国本町３丁目25番８―307号
破産者　端　　健司
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１６号
大阪市鶴見区安田４丁目８番26―206号、前住所大阪府東大阪市中小阪１丁目５番19号
破産者　齋藤　　武
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５２号
大阪府藤井寺市小山５－５－３、開始決定時の住所大阪市生野区巽中２―13―11―203
破産者　海老原整骨院こと　海老原敬人
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２４９号
大阪市淀川区宮原２丁目１番37―807号
破産者　倉本　雄二
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８号
大阪府大阪市天王寺区上本町８丁目２番１―502号、開始決定時の住所大阪府富田林市藤沢台７丁目16番24号
破産者　三嶋　伸行
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
岡山県倉敷市美和２―13―２　食亭大舘方、住民票上の住所岡山県久米郡美咲町塚角832番地
破産者　下山　義矩
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４４２号
広島県廿日市市地御前１丁目２番14号
破産者　大坪　　隆
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２７号
京都市伏見区下鳥羽中円面田町24　アーバンハイツ302号、住民票上の住所京都市伏見区深草大亀谷六躰町８番地の５
破産者　藤村　　保
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
神戸市西区南別府３丁目23番地の５　アーバン池田Ｂ―104号、前住所神戸市垂水区多聞台３丁目11番12―412号
破産者　宮下　福子
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
山口県宇部市中村１丁目５番５―102号、開始決定時の住所山口県宇部市大字妻崎開作321番地８
破産者　津脇　教治
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６２号
愛媛県宇和島市築地町１丁目４番15号
破産者　山下　善信
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７８号
愛媛県宇和島市別当６丁目７番10号
破産者　萬家　政利
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３６号
北九州市八幡西区春日台４丁目８番20号
破産者　後藤　悦夫
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６６号
宮崎市鶴島３丁目43番地１　第10シャトーモリオカ305号
破産者　関谷　貴晶
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１５１号
栃木県小山市大字間々田2465番地11、従前の住所栃木県小山市大字千駄塚316番地　千駄塚市営住宅Ｂ棟638号
破産者　篠原　照江
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１８１０号
埼玉県川口市坂下町２丁目４番16号　サン・サイプレイス305号
破産者　山下　康夫
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係